

指導監査の類型について

令和元年11月

群馬県監査指導課監査指導第二係

1 指導監査の類型

介護保険サービスの指導監査は、「サービスの質の確保」及び「保険給付の適正化」を図ることを目的として実施しています。その類型は、以下のとおりとなっています。

1 集団指導

保険制度の改正内容、報酬の算定方法、問題事例等について、一定の場所に集めて講習形式により周知徹底を行う。

2 実地指導

基準条例や報酬告示等を満たしているかどうか、事業所に赴き、関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより行う。頻度は、3年を標準として定期的に行っているが、実地指導における指摘の数、苦情の有無、集団指導の出席の状況等を総合的に考慮して連続で実施する場合がある。調査方法としては、「自主点検表」で網羅的に確認する。

※「自主点検表」は群馬県HPに掲載。トップページ>「介護保険事業者自主点検表」で検索

3 監査

著しい基準違反及び報酬の不正請求が疑われた場合等に、当該違反等の事実確認のために実施。調査方法として、①報告、②帳簿書類の提出・提示、③出頭命令、④質問検査、⑤立入検査がある。

2 実地指導の重点

1 基準条例に規定する人員基準を満たしているか。

2 サービスの提供に当たって、「自立支援」及び「人格尊重」を基本方針とし、個別サービス計画作成からサービス提供までの一連のプロセスを適切に行っているか。

3 報酬告示等に基づき介護報酬の請求を適切に行っているか。

①人員基準欠如、②基本報酬の算定に当たって、算定基準を満たしているか、
③加算を算定する場合、加算要件を満たしているか。

※ 実地指導の留意事項（群馬県実施の場合）

実施通知 事前提出資料・当日準備資料（会場に準備をお願いします）

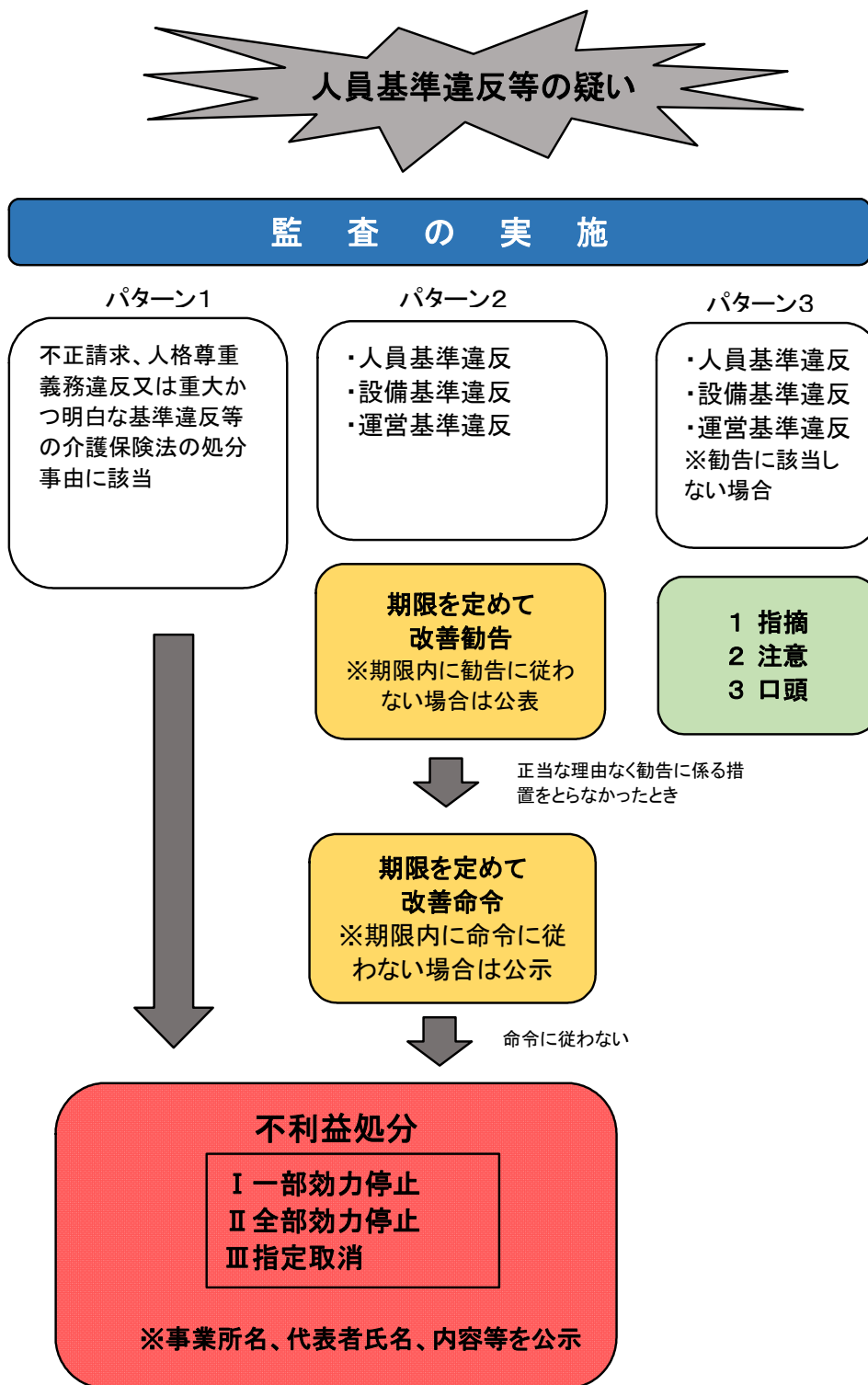
実地指導当日 県担当2名 午前、午後で1事業所ずつ 10～12時 13時半～15時半

※特別養護老人ホームと同日実施の場合

県担当1名 10時～16時（12時～13時昼休み）

3 監査の概要

監査は、著しい基準条例違反及び不正請求等が疑われた場合に実施しますが、違反の事実が確認された場合は、違反の程度によって次のとおりとなります。



(1) 群馬県内の行政処分の主な事例

(ア) 不正請求等による行政処分(平成29年度分)

サービス種別	処分内容	処 分 事 由
訪問介護	指定取消	・退職したヘルパーや無資格者によるサービス提供記録等をもとに介護報酬を不正に請求したほか、虚偽報告や虚偽答弁を行った。
居宅介護支援	指定取消	・モニタリング、アセスメント、サービス担当者会議、利用者または家族への説明・同意・交付の未実施等による減算を行わず、介護報酬を不正に請求した。
介護老人保健施設	一部効力停止 (新規利用者受入停止3ヶ月)	・不正請求、医師の人員基準を満たしていないにもかかわらず、減算せず請求を行った。また、その際に算定できない加算についても請求を行った。
短期入所療養介護	全部効力停止 3ヶ月	
通所リハビリテーション	全部効力停止 3ヶ月	

(イ) 虐待による行政処分 ※平成28年度の実例

サービス種別	処分内容	処 分 事 由
通所介護	一部効力停止 (新規利用者受入停止及び介護報酬3割カット 3か月)	人格尊重義務違反 ・事業所の浴室において、介護職員が、利用者の胸元をつかんで激しく揺さぶる身体的虐待を行った。 高齢者虐待防止法違反 ・このことについて <u>他の職員から上司への報告</u> があったにもかかわらず、虐待発生に係る適切な初動対応が行われず、事業者として市への通報を怠った。 ・高齢者虐待防止に関する <u>職員研修が徹底されていなかったこと</u> 、内部通報制度や苦情相談窓口が職員に周知徹底されていなかったこと等、高齢者虐待を適切に防止するための措置を怠った。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	一部効力停止 (新規利用者受入停止及び介護報酬3割カット 3か月)	人格尊重義務違反 ・利用者居室トイレにおいて、介護職員が、利用者の体や頭を殴る、足を蹴る、腕をひねる、言葉で脅かす等の身体的虐待及び心理的虐待を行った。また、日時場所等不詳だが、同介護職員は同利用者に同様の虐待行為を10回程度行った。 高齢者虐待防止法違反 ・このことについて <u>他の職員から上司への報告</u> があったにもかかわらず、虐待発生に係る適切な初動対応が行われず、事業者として市への通報を怠った。

	・高齢者虐待防止に関する職員研修が徹底されていなかったこと、内部通報制度や苦情相談窓口が職員に周知徹底されていなかったこと等、高齢者虐待を適切に防止するための措置を怠った。
--	--

(2) 全国の処分事例

(ア) 不正請求等による行政処分

サービス種別	処分内容	処 分 事 由
居宅介護支援	指定取消	<p>運営基準違反 25名の利用者について、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する必要があるにも関わらず、行っていない。</p> <p>不正請求 運営基準違反に該当する場合、運営基準減算を行う必要があるにも関わらず、当該減算を行うことなく、不正に介護給付費を請求した。</p> <p>虚偽報告 実地検査において書面での報告を求めたモニタリングの結果の記録について、記録日時を偽造し、指定権者に提出をした。</p>
老人保健施設 短期入所療養 介護	一部効力停止 (新規利用者 受入停止 6 か月、介護報 酬30%減 9 か月)	<p>不正請求 6か月分の介護報酬について、月平均で定員を超えているにもかかわらず、定員超過減算を行わず不正に請求し、受領した。</p> <p>同一期間において、定員超過利用により算定できない加算を算定し、介護報酬を不正に受領した。</p>

(イ) 虐待による行政処分

サービス種別	処分内容	処 分 事 由
認知症対応型 共同生活介護	一部効力停止 (新規利用者 受入停止 3 か月)	<u>人格尊重義務違反</u> 当該施設の介護職員が利用者6名に対し身体的虐待を行っていた。 <u>高齢者虐待防止法違反</u> 高齢者虐待防止に関する効果的な研修が行えていなかったこと、事故に関しても原因究明が不十分であった等、高齢者虐待を適切に防止するための措置を怠っていたもの。
短期入所生活 介護	一部効力停止 (新規利用者 受入停止 6 か月)	<u>人格尊重義務違反</u> 管理者が、利用者の預金通帳、印鑑などを預かった上で預金口座から不正に出金(約1100万円)し、着服していたもの。

(3) 手続きを経ていない身体拘束の処分事例

サービス種別	処分内容	処 分 事 由
訪問介護	一部効力停止 (新規利用者 受入停止 3 か月)	<u>人格尊重義務違反</u> 訪問介護のサービス提供時間中に、12名の利用者に対し、その必要性を検討することなく、四肢を固定するなどの過剰な身体拘束が実施されていた。
介護老人福祉 施設	一部効力停止 (新規利用者 受入停止、介 護報酬20%減 額 6か月)	<u>人格尊重義務違反</u> 32名の利用者に対し不必要な身体拘束を行ったこと。

※ 人格尊重義務 介護保険法第74条第6項(居宅サービス)、第78条の4第8項(地域密着型サービス)、第81条第6項(居宅介護支援事業)、第88条第6項(介護老人福祉施設)、第97条第7項(介護老人保健施設)、第111条第7項(介護医療院)

「〇〇は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」

4 虐待防止の取り組み

高齢者虐待防止法に定める養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

(例示)

- ①職員研修 (必須)
- ②苦情処理の体制整備 (必須)
- ③事故報告書・苦情内容の分析 (必須)
- ④虐待防止委員会の設置
- ⑤虐待防止のためのチェックリストの作成
- ⑥虐待防止マニュアルの作成
- ⑦職員のストレスチェックの実施

(参 考)

- ①認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」
- ②厚生労働省が作成したマニュアル「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(平成30年3月改訂)

※ 身体拘束：利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に認められる。

緊急やむを得ないとは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件を満たすもの。要件を満たさない場合、虐待と認定される場合もあり得る。

虐待が起こってしまった場合の対応

虐待を発見した場合、通報義務が生じます。

- (1) 隠蔽、虚偽報告は事態を悪化させ、事実が明白となった際には悪質と見なされます。
- (2) したがって、速やかな初期対応(事実確認、市町村への報告、個人の問題とせず組織的な情報共有、原因分析・再発防止等)により透明性の確保、早期解決を図ることが重要となります。